

れを受けた公安委員会では、事実調査の結果を踏まえて申出者に文書回答をする制度である。

また、県警本部宛の苦情についても、公安委員会宛の苦情に準じて処理するとともに、その取扱い状況について、月ごとに公安委員会に報告している。

過去 5 年間の苦情処理状況は以下のとおりである。

**表 3-8-3 県警の職務行為に対する苦情処理の状況**

	公安委員会宛	公安委員会以外宛
平成 13 年度	2	576
平成 14 年度	6	430
平成 15 年度	11	315
平成 16 年度	37	297
平成 17 年度*	10	257

\* 公安委員会宛は平成 17 年 10 月末時点、公安委員会以外宛は同年 11 月末時点

公安委員会宛苦情に関しては、平成 16 年度は、同一人から 20 日間に 19 件の苦情が寄せられたため、件数が増加しているが、それを除けば概ね毎年 20 件未満となっている。また、公安委員会以外宛の苦情は減少傾向にある。これらについては公安委員会に適切に報告されている。

## (2) 実施した監査手続

公安委員会が、業務を警察法等に従い、また期待される業務を効率よく行っているかにつき検討するため、平成 16 年度の公安委員会の議事録を閲覧し、関連資料を検討し、必要に応じて警察本部関係者にヒアリングを行った。

また、公安委員会費の一部の取引を抽出し、証拠資料と突合した。

## (3) 結果

法令違反や、著しい不効率等の問題点は、発見されなかった。

## (4) 意見

### ア. 捜査報償費に関する公安委員会の監督について

捜査報償費については、監査委員事務局等の監査結果が公安委員会で報告されている。しかし、平成 16 年度における監査委員監査結果において、資料に一部マスキングがあり十分な監査ができなかった旨の記載がある。公安委員会は、警察の民主的な運営を確保する観点から県の警察行政の頂点に位置する組織である。少なくとも公安委員会は捜査報償費について必要により監察の指示を行う等して、個別に状況を把握して監督することが望ましい。

イ. 公安委員の報酬について

公安委員の報酬は、月額で委員長が 258 千円、委員が 192 千円であり、委員 3 名で年間 7,704 千円に過ぎない。公安委員に警察法が期待する役目や、県公安委員会の実際の開催状況及び公安委員の活動状況に比して、現在の報酬が妥当か否かについて検討が必要である。

公安委員は、(1) 公安委員会 ア. 公安委員会の任務 で述べたとおり、広範な役割を担っており、また、県の公安委員は原則毎週開催される公安委員会に出席するほか、関連諸団体の会合に出席して警察活動への意見聴取に努める等積極的な活動を行っているが、これは現在の公安委員の職務遂行への高い意識により支えられている面があると考えられる。

県は、このような貢献に対して、どのような報酬を支払うべきか充分検討する必要がある。

同じく非常勤である県議会議員の報酬が、平成 16 年度では月額で議長が 832 千円、副議長が 773.5 千円、議員が 765 千円であり、期末手当も含めると 1 人当たり平均年間 13 百万円を超えることを考えると、著しく均衡を失すとも考えられる。

公安委員が、警察法の求める職責を果たすための環境を整える観点から、どのような報酬額が妥当であるか検討すべきである。

ウ. 公安委員会費について

平成 16 年度の公安委員会費には、次のような補助金・負担金が含まれている。

表 3-8-4 公安委員会費に含まれる補助金・負担金（平成 16 年度）

(単位：千円)

区分	内容	金額	
補助金	防犯対策事業補助金	2,720	11,060
	交通安全対策事業補助金	6,210	
	事業所交通安全対策事業補助金	2,130	
負担金	自動車安全運転センター通知業務等負担金	4,500	14,424
	(財)警察協会負担金	180	
	交通安全子供自転車大会負担金	1,302	
	防犯広報用資器材整備事業負担金	548	
	長野県山岳遭難防止対策協会救助部負担金	7,894	
	合計		

これら支出の内容は、警察活動費の刑事警察費や交通指導取締費等の補助金や負担金として処理すべきものと考えられる。今後、公安委員会費として支出する項目を整理する必要がある。

なお、補助金や負担金だけでなく、他の支出、たとえば委託料等についても同様の検討が必要である。

## 2. その他の支出

### (1) 概要及び実施した監査手続

その他の支出の中から平成 16 年度に支出された取引を任意に抽出し、適正な調達が行われているかどうかについて検討した。

### (2) 結果

調査の対象となった調達は、法令規則に従い適正に行われていた。

### (3) 意見

#### ア. 無線機の購入について

平成 16 年 9 月 28 日に以下のような無線機に関連する調達が一般競争入札により行われている。

表 3-8-5 無線機の調達（平成 16 年 9 月 28 日）

支出負担 行為番号	品名	落札業者	契約価額（百万円）
7901566	移動用無線機	A	107
7901567	オートバイ用無線機	A	28
7901569	固定用無線機	A	4
7901570	携帯用無線機	B	2
7901571	受令機	B	11

これらの入札にはいずれも一社しか参加せず、また落札価格は予定価格と同額であった。県は、予定価格の策定に当たっては、警察使用の無線機で、全国警察統一規格であることから、無線の調達を行った他県の実績を調べそれを基礎としたが、もともと上述の無線機を生産できる業者は上述の 2 社に限られ、参考とした契約業者が結果的に落札したため、落札価格が予定価格と同額になったものと推定される。

上述の契約については、一般競争入札が行われた。さらに、他の生産可能な業者も同日行われた別の契約の入札に参加したにも拘らず、それぞれの入札に 1 社ずつしか参加していなかった。しかし、県警は、今回の一者入札についてその理由等を調査していない。

県警は、このような事態が起こった理由を調査する必要があると思われる。また、今後は、一般競争入札の際には、複数の業者の参加を促進し競争性を高める必要がある。

#### イ. 警察官制服の購入について

警察官の制服の仕様は、全国で統一されている。制服の調達は、警務課からの購入依頼に基づき、会計課でまず予定価格を算定する。この際、前年の実績単価、物価動向、業者からの見積り等を参考とする。これにより予定価格は、物価の変動、加工費の変動

等の要素により、前年の実績単価に比べ、高くなったり低くなったりするが、実際には過去5年間の調達単価は以下のように硬直的となっている。

表 3-8-6 制服単価の推移（平成 12～16 年度）

男性警察官

（単位：円）

品目 \ 区分	H12	H 13	H 14	H 15	H 16
合制服(上衣)	14,100	14,100	14,100	14,000	14,000
合制服(ズボン)	6,200 6,080 6,060	5,950	5,980 5,950	5,950 5,900	5,900 5,800
合活動服(上衣)	13,300	13,000 12,900	12,900	12,800	12,800 12,000
合ワイシャツ	4,800	4,750	4,750	4,700	4,700 4,670 4,650
夏服上衣(長袖)	5,520	5,420	5,420	5,315	5,315 5,200 5,000
夏服上衣(半袖)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000 4,900 4,700
夏服ズボン	5,600 5,550	5,450	5,450	5,345	5,345
冬制服(上衣)	15,040	15,040	15,040	15,000	14,956 14,700 14,650
冬制服(ズボン)	8,010 7,760	7,620 7,600	7,600	7,550 7,500	7,440 7,400 7,350
冬活動服(上衣)	15,800	15,450	15,650	15,450 15,600	15,000 14,950
冬ワイシャツ	4,800	4,750	4,750	4,700	4,670 4,650
雨衣		13,700 13,650	* 15,200	15,100	15,100 15,050
防寒服Ⅰ種	19,800	19,800	19,800	19,700	19,600 19,550
防寒服Ⅱ種	—	13,800	13,800	13,730	13,700 13,650

女性警察官

品目	区分	H12	H13	H14	H15	H16
合制服(上衣)		13,400	13,200	13,200	13,000	13,000
合制服(スカート)		5,450				5,300
		5,400	5,400	5,400	5,300	5,200
合制服(ズボン)		5,500	5,300	5,300	5,200	5,200
合制服(キュロット)						5,600
		5,600	5,600	5,600	5,600	5,500
合制服(ベスト)		5,800	5,600	5,600	5,500	5,500
合活動服(上衣)			13,000			12,800
		13,580	12,900	12,900	12,800	12,000
合ワイシャツ						4,800
						4,670
		4,900	4,850	4,850	4,800	4,650
夏服上衣(長袖)						5,370
		5,530	5,530	5,530	5,420	5,149
夏服上衣(半袖)						5,100
						5,050
		5,100	5,100	5,100	5,100	4,845
夏服スカート		4,300	4,300	4,300	4,215	4,215
夏服ズボン		5,200	5,200	5,200	5,100	5,100
夏服キュロット		5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
夏服ベスト		6,000	6,000	6,000	5,880	5,880
冬制服(上衣)						14,670
		14,670	14,670	14,670	14,670	14,300
冬制服(スカート)						6,280
		6,280	6,280	6,280	6,280	6,070
冬制服(ズボン)						7,120
		7,120	7,120	7,120	7,120	6,850
冬制服(キュロット)		7,250	7,250	7,250	7,250	7,090
冬制服(ベスト)						6,842
		6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
冬活動服(上衣)						15,080
						15,000
		16,000	15,650	15,450	15,450	14,950
冬ワイシャツ						4,770
						4,670
		4,900	4,850	4,850	4,800	4,650
雨衣			13,700			15,100
			13,650	* 15,200	15,100	15,050
防寒服Ⅰ種						19,600
		19,800	19,800	19,800	19,700	19,550
防寒服Ⅱ種						13,700
		—	13,800	13,800	13,730	13,650

\*平成14年度より仕様変更

今回、検証の対象とした平成16年度の落札業者と、同じ品目の平成15年度の落札業者を対比すると、表3-8-7となる。

表 3-8-7 落札業者対比

	日付	内容	H15	H16
①	16.6.16	男子警察官用夏服上衣(半袖)以下 2 品目	E	A
②	16.6.16	男子警察官用夏服ズボン以下 4 品目	B,E,F	B
③	16.7.27	男子警察官用合服上衣以下 8 品目	C,E,F	C
④	16.7.27	男子警察官用合ワイシャツ以下 2 品目	D,E	D
⑤	16.9.17	男子警察官用冬服上衣以下 9 品目	A,E,F	C
⑥	16.9.17	男子警察官用合ワイシャツ以下 8 品目	B,D,E	C
⑦	16.9.17	男子警察官用冬合服上衣以下 14 品目	B,C,E,F	E
⑧	16.9.24	男子警察官用冬ワイシャツ以下 2 品目	D,E	E
⑨	16.9.24	男子警察官用雨衣第 1 種以下 2 品目	B	B
⑩	16.9.24	男子警察官用冬活動服以下 2 品目	A,E,F	F
⑪	16.9.24	男子警察官用防寒服第 1 種以下 4 品目	B	B
⑫	16.9.24	男子警察官用冬服上衣以下 6 品目	A,E,F	A

以上のことから、

(i) 県警は予定価格策定方法を試行錯誤しているが、結果的に調達単価は昨年実績と同水準になっている。

(ii) 一般競争入札には、A～F までの同じ業者が毎回参加している。

等の状況が伺われ、表 3-8-6 で示すように、結果的に調達単価は硬直的となっている。県警は関東管区内の価格水準は把握しているとのことであるが、制服は全国统一であることから、全国的な価格水準についても調査するとともに、新たな入札業者の参加を促進し競争性を高めることが望ましい。

#### ウ. 電話専用料の計上科目について

東日本電信電話株式会社に支払っている警察電話専用料は、(款) 警察費 (項) 警察活動費 (目) 一般運営費 (節) 役務費に計上されている。しかし、中央署で使用しているリモコン専用料は同じ款・項の中でも、(目) 運転免許費として計上されている。これらはいずれも無線の中継局から警察署まで引かれた専用線の使用に係る料金であることから、(目) 一般運営費の (節) 役務費として統一することが望ましい。

## IX その他の歳入項目

### 1. 概要

平成14～16年度の県警関係の歳入の推移は次のとおりであり、平成16年度の歳入総額は、3,881百万円である。

表 3-9-1 県警の歳入の推移（平成14～16年度）

（単位：千円）

款	項	目	節	H14	H15	H16
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	諸使用料	2,681	4,497	4,138
		警察手数料	パーキングチケット発給手数料	42,096	38,393	35,466
	証紙収入	証紙収入	証紙収入	2,323,744	2,219,865	2,670,818
国庫支出金	国庫補助金	警察費国庫補助金	一般警察費	510,891	476,142	433,920
			警察施設費	241,799	155,066	154,513
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	普通財産	224,448	219,694	216,817
	財産売払収入	公有財産売払収入	普通財産	—	—	—
		物品売払収入	不用品売払収入	553	337	1,021
繰入金				126,975	141,137	200,534
諸収入	雑入	雑入	遺失物期満失効収入	14,851	14,747	15,610
			交通切符印刷収入	439		251
			弁償金	99,125	100,981	106,537
			労働保険料	830	1,020	1,135
			過年度返納金	50	13	144
			雑入	25,145	19,381	40,712
			県債	県債	警察費	警察施設整備事業債
			安全施設整備事業債	740,005	—	—
			施設用地購入事業債	477,000	—	—
			歳入合計	4,864,635	3,391,279	3,881,619
財産収入	財産売払収入	土地		1,101	—	202
		建物		441	—	—
一般財源扱い歳入合計				1,542	—	202
歳入総額				4,866,178	3,391,279	3,881,821

### 2. パーキング・チケット収入

#### (1) 概要及び実施した監査手続

パーキング・チケット発給手数料の収納業務は、パーキング・メーターからの集金、集金に関する報告書の作成、銀行への預入れ等を安全協会に委託している。

県警本部が作成した資料によると、パーキング・チケットに係る歳入と歳出、および歳出の大半を占める委託料の推移は次のとおりである。

表 3-9-2 パーキング・チケット関係 歳入・歳出の推移

（単位：千円）

	H12	H13	H14	H15	H16
歳入	47,268	47,555	42,096	38,393	35,466
歳出	40,101	40,098	40,152	38,979	38,011
(委託料)	(37,083)	(37,085)	(37,167)	(36,012)	(35,033)
歳入－歳出	7,167	7,457	1,944	-586	-2,545

年々収入は大きく減少している。一方、委託料の減少幅は小さい。その結果、ここ2年間の年間収支はマイナスである。

なお、上記の表での委託料は、全額が安全協会への委託料である。警察業務を達成するために効率的に業務を実施した結果、収支がマイナスとなっても問題となるわけではないが、県警では委託先の管理員を減少させる等の見直しを行い収支の改善を図っている。

平成16年度のパーキング・チケット収入について、収納手続を検討するほか、取引を抽出して調定決議書や収入証拠資料と突合し収納処理の妥当性を検証した。

## (2) 結果

収納処理には問題と思われるところはなかった。

## (3) 意見

### ア. パーキング・チケット収入の網羅性について

県警本部では、安全協会の集金した収入について、網羅性検証を行うべきであるが、当該コントロールをしている証拠が残されていない。また、パーキング・メーターから出力されるレシートも安全協会が保管している。県警本部によると当該レシートは、網羅性確認後、安全協会が保管しているとのことであるが、収入の網羅性の根拠資料であるから県警保管とすべきと考えられる。また、県警本部の言うように網羅性を確認しているならば確認担当者の署名や印を残す等証拠を残すべきである。

なお、平成16年8月に発生した勘定違いを期末に発見して修正しているが、適時に網羅性の確認を行っていればそのようなことは起こらないと考えられる。今後は適時にレシートや安全協会の作成した報告書の証拠と会計帳簿を照合し、確認担当者の署名等を書類に残すことが必要である。

### イ. 集金レシートの連番管理について

パーキング・メーターから出力される集金レシートの連番が、3月31日の午前0時をもって自動的にゼロに戻ってしまう。しかし、そのような機械の設定は、集金の網羅性を確保する上で障害となる。次回、機械を入れ替えることがあれば、連番が継続する等網羅性を確保できるようなものとする必要がある。

### ウ. 保守管理等の業務の委託先について

パーキング・メーターの保守管理等の業務の委託先は、道路交通法（表3-9-3参照）及び道路交通法施行規則（表3-9-4参照）により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法第34条の規定により設立した公益法人で、パーキング・メーター若しくはパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務等を行うのに必要かつ適切



な組織及び能力を有すると公安委員会が認める者に限定されており、県警でもこれを根拠に安全協会に委託していると考えられる。

内閣の規制改革・民間開放推進会議の警察庁へのヒアリング調査票によると、パーキング・メーターの保守管理等の業務については、基本的に民間に開放する方向で検討しているとのことである。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）」においては、当該業務を公益法人に限る合理的根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大すべきであるとされており、平成18年度中に措置することとなっている。

県警においても、上記のような動向をふまえ、当該業務の民間開放の準備を進める必要がある。

なお、指定車両移動保管業務についても同様の問題があり、上記答申では指定車両移動保管機関の指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討すべき旨の指摘がある。

**表 3-9-3 道路交通法（抜粋）**

（時間制限駐車区間）

- 第49条 公安委員会は、時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車の実態を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）を設置し、及び管理するものとする。
- 2 公安委員会は、時間制限駐車区間について、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断してパーキング・メーターを設置することが適当でないとき認めるときは、前項の規定にかかわらず、パーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であって、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車の実態を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 公安委員会は、第1項のパーキング・メーター及び第2項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

**表 3-9-4 道路交通法施行規則（抜粋）**

（パーキング・メーターの管理等の委託）

- 第6条の8 法第49条第4項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）で、法第49条第1項のパーキング・メーター若しくは同条第2項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は同条第3項に規定する措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める者とする。

### 3. 拾得物の管理

#### (1) 概要及び実施した監査手続

拾得物が交番に届けられた場合は、連番の付された預り書を拾得者に交付し、当該拾得物は本署に送られる。本署では、「拾得物一覧簿」に受け入れの記載を行い保管する。届けられた日から警察署の窓口にある遺失物のリストに掲載されると、14日間の公告期間経過後、8ヶ月間落とし主が取りに来ない場合は県の財産となる。拾得されたものが現金の場合、県への受け入れは、「県帰属拾得金引渡明細書」に、物品の場合は、「県帰属拾得物物品引渡明細書」に記録される。このように処理の終わった拾得物については、拾得物一覧簿上に完結表示がなされる。今回、木曽警察署において、拾得物一覧簿を調べた。

#### (2) 結果

すでに処理が終わっている拾得物についても、拾得物一覧簿上、完結表示がなされていないものが多く見られた。「遺失物取扱規則等の運用について」等に従い、処理が終わり次第完結表示を行うことが必要である。

### 4. 監獄費償還金

#### (1) 概要及び実施した監査手続

警察は、被疑者を逮捕した場合、刑事訴訟法の規定により、48時間以内に釈放するか、事件を検察庁に送致する。

送致した被疑者は検察官の管理下に置かれ拘留されるが、本来勾留場所は拘置所である。しかし、継続捜査をするため、監獄法の規定に定められた代用監獄として警察署留置場に収容することができる。

国は都道府県に対して、代用監獄警察署留置場へ収容された被疑者が本来拘置所に収容した場合に係わると思料される食糧費等の経費相当額を支給する。これが、監獄費償還金である。この経費相当額は、警察拘禁費用償還規則で1日1,439円（平成16年度適用分）と定められている。

平成16年度に計上されている106,537,144円の監獄費償還金のうち、平成17年2月分について署別償還金内訳を入手し、該当月の長野中央警察署における監獄費償還金調と突合した。

#### (2) 結果

平成17年2月分については、監獄費償還金調べの人数に1,439円を乗じた金額が請求され、その金額が適正に計上されていた。

## 別紙 1

## 警察職員に支給される特殊勤務手当

種類	支給対象職員	額
刑事手当	主として私服員として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事した警部以下の警察官	勤務1月につき 11,800 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
留置業務手当	被疑者等の留置、看守及び護送の作業に従事した警察官	勤務1月につき 7,100 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
犯罪鑑識手当	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業（準備の作業を含む。）又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した警察職員	勤務1月につき 11,800 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
通信指令手当	通信指令の作業に従事した警察官	勤務1月につき 3,900 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警らの作業に従事した警察官	勤務1月につき 7,100 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
少年補導手当	少年補導の作業に従事した一般職員	勤務1月につき 7,000 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
車両整備手当	警察車両の整備の作業に従事した一般職員	勤務1月につき 4,600 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
交通取締手当	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業に従事した警察職員	勤務1月につき 17,600 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務手当	航空機の操縦作業に従事した警察職員	作業1時間につき 5,100 円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	航空機の整備作業に従事した警察職員	作業1日につき 1,380 円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830 円）

種類	支給対象職員	額
	航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。）に従事した警察職員	作業1時間につき2,200円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	飛行中の航空機から降下して捜索作業に従事した警察職員	作業1日につき870円
術科手当	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練を指導した警察職員	指導1日につき310円（指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円）
爆発物等取扱手当	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業に従事した警察職員	作業1日につき620円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円）
	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるものに従事した警察職員	
	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の作業に従事した警察職員	作業1日につき310円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は190円）
特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業に従事した警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）		
救助特別手当	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練に従事した警察職員	作業又は訓練1日につき1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	人の死体の処理作業に従事した警察職員	作業1体につき3,200円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
運転免許技能試験等手当	自動車の運転に必要な技能についての免許試験等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察職員	作業1日につき310円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円）

種類	支給対象職員	額
爆発物等処理 手当	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで、爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察職員	勤務1回につき 5,200 円
	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察職員	
早朝勤務手当	正規の勤務時間の始期が午前6時30分以前とされている業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察職員	作業1日につき 360 円
警衛警護手当	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察官	作業1日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査 手当	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察官	勤務1日につき 1,640 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務 手当	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務に従事した警察職員	勤務1回につき 1,100 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務 手当	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）に従事した警察職員	勤務1回につき 1,240 円
潜水手当	潜水器具を着用して潜水作業に従事した警察職員	作業1時間につき 1,500 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額